

**公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等
に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和7年5月10日～6月9日）**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	引き上げる必要はない。 世間の低賃金の実態にそぐわない。 喜ぶのは政治家や関係者周辺だけ。 現行のままで必要充分。	御意見として承ります。	無
2	個人	改正案に賛成するが、手話通訳者・要約筆記者は聴覚 障害者の選挙参加に重要な役割を果たしているから、他 の運動員より一段高い報酬を認めるべきである。 また、視覚障害者への対応として、点訳者への報酬支 払いを認めるべきである。	本改正に賛成の御意見として承ります。 なお、報酬の基準額や対象者の範囲については、 選挙運動の在り方の問題であること、金のかから ない選挙の実現という観点も踏まえる必要がある こと、報酬等について定める公職選挙法第 197 条 の2の規定が議員立法により設けられたものであ ること等から、各党各会派において御議論いただ くべき事柄と考えており、基準額については、その 御議論を踏まえ、総務省として対応することとな るものと考えています。	無
3	個人	報酬についてですが、 逆に、無償で働くボランティアも禁止とすべきです。 無償で働くボランティアを許可していたことにより、 旧統一教会等の宗教団体のボランティアを介した政治 介入を許してしまったのですから。 選挙運動における雑務仕事については、どの候補者に 対しても公平に、雑務仕事専門スタッフを国が派遣すべ きです。 「選挙の雑務仕事のスタッフを税金で雇うのか！」と 言う人もいるかもしれませんが、雑務仕事を無償ボラン	御意見として承ります。 なお、御指摘は、選挙運動の在り方の問題であ り、選挙制度の根幹に関する事柄であることから、 各党各会派において御議論いただくべきものと考 えています。	無

		ティア（宗教団体の介入を許す危険性が非常に高い）に頼ることは無くすべきです。		
4	個人	この4月に私の住まう伊豆の国市で市長選 市議会選が行われる予定でしたが いずれも定数以下の候補者しか居らず 選挙は行われませんでした このような無投票で選挙の行われないケースが増えて います これはひとつ 供託金の高さにも問題があると考えます 日本の供託金は異常な高価格に設定されていることで 民主国家の根幹である 私たちの重要な選挙権が奪われています 選挙に金が掛かりすぎるということも問題になっていますが 供託金を下げるという議論を聞いたことがありません 根本の問題を解消しないで解決することはありません 選挙を手伝ってくださる方々への配慮は勿論必要です ので 今回の改訂に異論はありませんが 民主国家を成立させていく為には もっと根本的な問題を考えていかなければならないと 考えます	本改正に賛成の御意見として承ります。 なお、供託金に関する御意見は、本意見募集の対象範囲外となります。	無
5	個人	物価変動により弁当料等を引き上げるとはやむなし だが、事務員等の報酬については物価変動と関係がない ため、引き上げに反対する。 「その他所要の改正」の内容が書かれていない。改正 内容は何か？	御意見として承ります。 また、本改正による「その他所要の改正」として、 実費弁償の費目として航空賃を明記することとし ました。	無
6	個人	1. 選挙運動に従事する者に支給する宿泊料の改正について	報酬及び実費弁償の基準額の在り方については、選挙運動の在り方の問題であること、金のかか	無

	宿泊料を 23,000 円に改定する案についてですが、これは現行額の約 2 倍にあたります。確かに、最近は物価が大きく変動していることは事実です。しかし、総務省が公表している消費者物価指数を基に比較した場合、前回改定時から宿泊費が約 2 倍に上昇している事実は確認できません。この金額は、現実の宿泊費の状況と乖離していると考えます。どのような根拠や数値を基にこの金額が算出されたのか、ご教示ください。 2. 車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者の報酬額の改定について これらの報酬額がそれぞれ 20,000 円に改定される案について意見を述べます。1 日の従事時間を 8 時間と仮定した場合、時給換算では 2,500 円となります。これは、全国平均の最低賃金 1,055 円の約 2.5 倍に相当し、明らかに過大な金額です。選挙事務に従事する者には超過勤務手当が支給されないことを考慮しても、この金額は高すぎると言わざるを得ません。手話通訳者や要約筆記者については、専門的知識や資格が必要であることや、人材確保の観点から報酬額の引き上げが必要であることは理解できます。しかし、車上等運動員や事務員については、専門知識や資格が必須とまでは言えません。このような職種についても、専門職と同様の引き上げを行う必要があるのか疑問です。これらの報酬額がどのような根拠や数値を基に算出されたのか、ご教示ください。 3. 労務者への報酬額改定について 選挙運動に従事する者への報酬額の増額が、物価変動などを考慮したものである場合、選挙運動のために雇用される労務者への報酬額も同様に改定しなければ整合性が取れないと考えます。しかし、労務者に対する報酬額	らない選挙の実現という観点も踏まえる必要があること、報酬等について定める公職選挙法第 197 条の 2 の規定が議員立法により設けられたものであること等から、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えており、その御議論を踏まえ、総務省として対応することとなるものと考えています。 本改正についても、今回、選挙運動に関する各党協議会において具体的な金額について成案が得られたとして、その金額により政令改正を行うよう要請されたところであり、各党協議会において賃金や物価変動等を考慮し、議論がなされたものと承知しています。 なお、宿泊料等の実費弁償については、実際に要した金額について支給するものであり、この額を超えて支給することはできません。	
--	---	--	--

		の改定は行われていません。その理由について、具体的な理由をご教示ください。		
7	個人	反対。 上げる必要性が見当たらない。 税金ではないのか？ 一般企業で働く労働者の賃上げもせず 多くの国民が苦しんでいるのに 日本国民が汗水垂らして納税したお金を 何だと思っているんだ？ 無駄使いだと分かっていないのか？ これは由々しき事態だ。けしからん。 日本国民にどのような利益があるのか述べよ。	御意見として承ります。 なお、本改正は、候補者等が選挙運動従事者等に対して支給する報酬及び実費弁償の額の基準を引き上げるものであり、公費負担の対象となるものではありません。	無
8	個人	昭和の頃から比べると物価は上昇しているので改正には賛成です。 参議院選挙のことを見据えて、変えるのであれば「選挙事務所設置届」の取り扱いもそろそろ見直していただきたい。これだけ、衆参の比例選挙は、中央選挙管理委員会、都道府県、市区町村の3ヶ所に書類を提出しなければならない、特に参議院比例の候補や各政治団体は負担です。他の選挙でも、市町村の選挙以外は、都道府県の選管と市区町村の選管に提出しなければならないのは今の時代どうなのでしょう。 候補者情報や選挙公報など、他の情報は1つの選挙管理委員会でワンストップで終わるので、「選挙事務所設置届」のみ、複数箇所の提出が必要になっている今の法律の理解に苦しみます。	本改正に賛成の御意見として承ります。 なお、選挙事務所設置届の取扱いに関する御意見は、本意見募集の対象範囲外となります。	無
9	個人	宿泊料の上限額だけ他の費用に比して引き上げ幅が大きいところ、いかなる事情を考慮してそのような額が算定されたのか合理的な説明をお示し願いたい。	6 に対する考え方で示したとおり、今回の改正は、選挙運動に関する各党協議会において具体的な金額について成案が得られたとして、その金額により政令改正を行うよう要請されたところであり、各党協議会において賃金や物価変動等を考慮	無

			し、議論がなされたものと承知しています。	
10	個人	実費弁償について、選挙運動員×金額ということになるが、例えば市議会議員はすべて9人というのはいかなるのか、規模によって人数は変えてもいいのではないかと。また、宿泊料、弁当代は理解できるが、茶菓料の一日千円はイメージできない。夏の暑い日の高価なアイスや冷たいスイーツも考えられなくはないが、普通は饅頭やせんべいをイメージすると今までの500円でも多すぎる。 問題は報酬だと思う。特に「ウグイス」と言われる車上等運動員は、選挙中だと引っ張りだこでおそらく2万円/日支払っても12時間は無理だろう。相場は12時間で3万円というところが多いと思う。だから今まで6時間で1万5千円という契約が多い。でもこれは脱法（違法かも）だ。だから今後は8時間で2万円とかの契約になるのかなと考えるが、6時間で2万円払うところも出てくるかもしれない。だから、額の基準は時間給にすべきだ。あわせて別に派遣会社に紹介料を支払う場合が多いと思うが、この取り扱いも明記すべきだ。	6に対する考え方で示したとおり、選挙運動に従事する者の員数、報酬の額の基準や範囲をどのように定めるかについては、選挙運動の在り方の問題であること、金のかからない選挙の実現という観点も踏まえる必要があること、報酬等について定める公職選挙法第197条の2の規定が議員立法により設けられたものであること等から、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えており、その御議論を踏まえ、対応することとなるものと考えています。 今回の改正は、選挙運動に関する各党協議会において具体的な金額について成案が得られたとして、その金額により政令改正を行うよう要請されたことから、成案を得た額により改正を行うものです。 なお、茶菓料等の実費弁償については、実際に要した金額について支給するものであり、この額を超えて支給することはできません。	無

【提出意見 10件】 上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが2件ありました。